

大和市監査委員告示第 27 号

令和 2 年 7 月 16 日付け大和市監査委員告示第 24 号をもって公表した市立病院に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 11 日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(病院総務課)</p> <p>1 固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務において、消費税に係る会計処理を誤り、有形固定資産の取得価額に誤りがあるものがあった。</p>	<p>(病院総務課)</p> <p>1 令和 2 年 6 月 30 日付で、固定資産残高計上誤りについて、差額を修正しました。また、(借方)有形固定資産 1,049,454 円、(貸方)仮払消費税 1,049,454 円の振替を行いました。</p> <p>消費税率改定に伴う経過措置について、契約検査課通知メールを見落としていたことに起因するため、全庁通知の未確認が発生しないよう、文書管理のリーダーを置き、一日複数回のチェックを行う体制に改めました。</p>
<p>(医事課)</p> <p>2 診療費用の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。</p>	<p>(医事課)</p> <p>2 入院診療収益未収金について、速やかに、3,600,044 円の過年度収益修正損の処理を行いました。</p> <p>再発防止のため、調定額及び未収金管理簿について、調定額、収入額、収入年月日、未収額等が明確に分かるよう修正いたしました。また、金額の確認作業について、ダブルチェック体制を改めて徹底することとしました。</p>